

杉並社協 ガイドブック

SUGINAMISYAKYO GUIDE BOOK



社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

「社会福祉協議会」とは…

社会福祉法に基づき、全国の都道府県・区市町村に設置された社会福祉法人で、会員制度に支えられた民間団体(社会福祉法人)です。社会福祉協議会の目的は「地域福祉の推進を図ること」です。

目次 CONTENTS

杉並社協の概要	3
杉並社協の基本理念、中期経営計画	
地域福祉活動計画	4
杉並社協のあゆみ ～地域とのかかわり～	6
社会福祉協議会の生い立ち	
事業のご案内	
すべての方に	7
地域福祉コーディネーター、福祉なんでも相談、車いす短期貸出事業、杉並社協の広報 災害ボランティアセンター、コラム(これまでの災害に対する取り組み、外部団体との連携) 福祉学習(高齢者模擬体験・車いす体験など)、生活支援体制整備事業	
地域福祉活動のサポート	10
きずなサロン、地域支援ネットワークの推進 ボランティア活動の推進、機材の貸出、夏のボランティア体験	
高齢者や障害者へのサポート	11
地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)、あんしん未来支援事業 ささえあいサービス、高齢者等入居支援事業 地域包括支援センター(ケア24)、要介護認定調査、杉並区成年後見センター (成年後見制度利用推進機関)	
子どもや親へのサポート	14
杉並ファミリーサポートセンター、訪問育児サポーター事業	
生活・お金に関するサポート	15
生活福祉資金貸付制度、くらしのサポートステーション ～生活自立支援窓口 助成金のご紹介、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動	
その他	17
区内社会福祉法人・関係機関との連携 地域公益活動ネットワーク事業の推進、民生委員児童委員協議会・町会連合会との連携	
ご協力をお願い	18
杉並社協賛助会員の募集、寄附のお願い、物品寄附のお願い	
組織図、連絡先一覧	19

杉並社協の概要

杉並社協の基本理念

～ お互いさまでささえあう みんなが認めあえるまち ～

杉並区社会福祉協議会(以下、杉並社協)は「お互いさまでささえあう みんなが認めあえるまち」を基本理念に、地域住民の方々や関係機関の参加のもと地域の共助力の向上をめざして、地域福祉の推進に取り組んでいます。主な内容は区民の方々の地域福祉活動の支援やボランティア活動の推進、権利擁護に関する相談や高齢者をはじめ地域のあらゆる福祉課題の相談対応などです。また、災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げて運営する役割も担っています。

杉並社協マスコットキャラクター うえるくん



うえるくんは「地域福祉の種」です。福祉の種を植える(うえる)、ウェルフェア(福祉)、ウェルカム(皆さんと一緒に)という3つの思いが込められています。

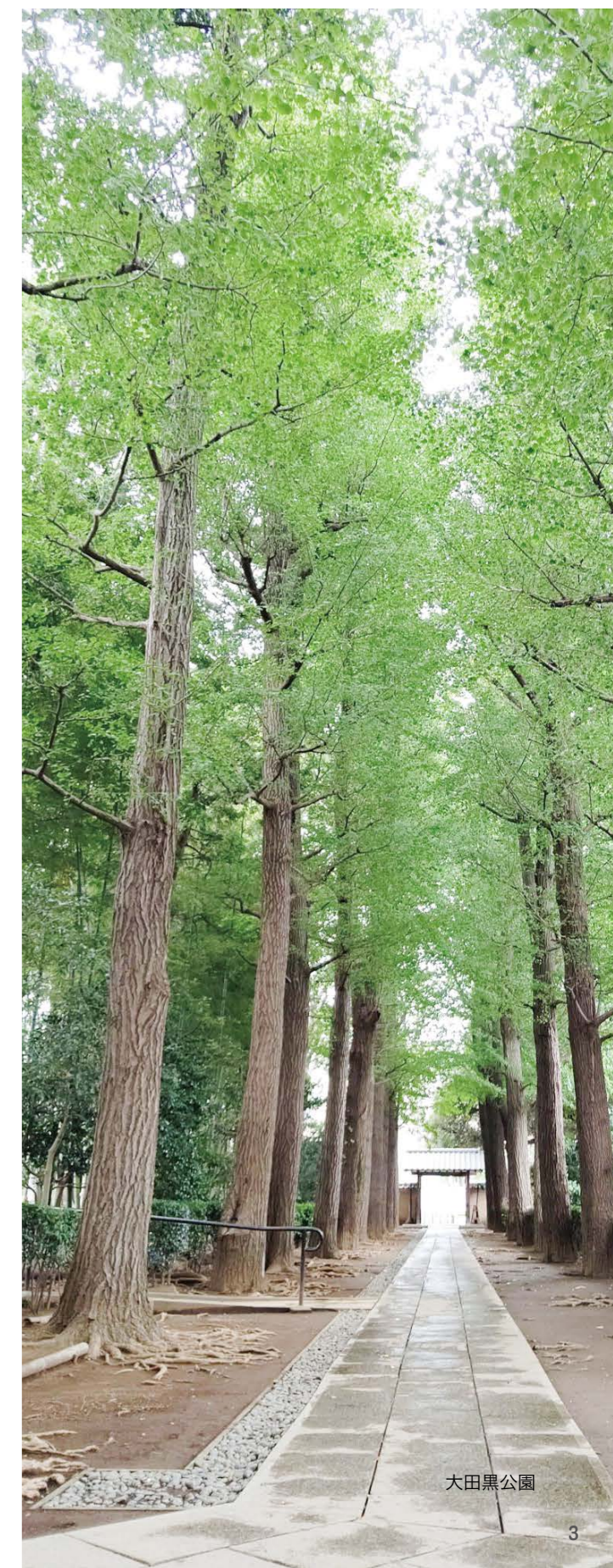
中期経営計画

(令和6年度～令和9年度)

中期経営計画は、法人経営の改善、そして安定化に取り組む経営計画です。杉並社協地域福祉活動計画(以下、活動計画。4ページ参照)の下支えとするため令和6年3月に策定しました。

杉並社協の事業運営と経営の中・長期的なビジョンを明らかにし、その実現に向けた財政、事業・組織、人材育成に関する具体的な取組の方向性を定めた計画です。

中期経営計画の詳細は杉並社協ホームページよりご覧いただけます。



地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、地域の様々な生活課題について、区民・地域・民間団体、そして社協が身近な問題として受け止め、共に解決していくための活動や取組を明記したものです。計画の策定にあたっては、区民の皆さんや保健師・社会福祉士等の相談援助の専門職の皆さんからアンケートによる意見をいただき、杉並のまちの現状・課題としてまとめ、区民参画による策定委員会、部会で協議を重ね、策定しました。

地域福祉活動計画についての詳細はホームページよりご覧いただけます。

お互いさまでささえあう みんなが認めあえるまち 目標を実現するため地域の方々と取り組みます

課題

目標

杉並社協の活動計画事業

地域との
つながりが希薄

1

身近な地域で
ささえあう、住民の
つながりづくりを
推進します

- ① 小地域
プラットフォームづくりの推進
- ② 多様な支援のための
アウトリーチ



地域の身近な相談役である民生委員・児童委員、地域で身近な組織の町会・自治会、いきいきクラブ、障害当事者などの地域団体と社協で連携を深め、地域の困りごとを話し合う機会（地域懇談会）をつくります

自ら相談することが難しい状況にある生活困窮の方、ひきこもりの方や障害がある方や高齢者に対し、積極的にアウトリーチ（訪問支援）を行います



必要な情報が
得られにくい
届けづらい

2

地域の情報とつながる
多種多様な「場」を
つくります

- ① 身近な地域で
集える「場」の推進



地域団体・企業などに空きスペースを活用したい人が集いあえる場の協力を求めます



地域の居場所の一つ「きずなサロン」は地域での孤立を防ぎ、見守りや助け合いの関係づくりのきっかけとなるよう社協が支援しています。地域の身近な集いとして、区内に約50カ所で実施しています

困ったときに
どこに相談をしてよい
かわからない

3

誰もが安心して
相談できる「人」や
「窓口」を
増やします

- ① 地域に出向く相談機能の強化
- ② 気づき・学び
わかちあう力の醸成
- ③ 区内社会福祉法人・NPO法人
などとの連携の強化



福祉への関心が高く、地域の困りごとに気づき、情報提供や相談機関につなぐ、地域の新たなキーパーソンを発掘します



地域で困りごとを抱えている人の理解を深めるため、NPO、ボランティア、当事者団体と学習会、懇談会を実施します

地域の力を
活かせていない

4

様々な人が地域活動に
参加できるよう
環境を整えます

- ① 多様な参加を生み出す
コーディネートの推進
- ② 企業などと地域団体との
マッチングの強化



ボランティア団体、NPO、地域団体などがお互いの活動を知り、交流することで、団体同士のつながりを深めネットワークをつくります



区内企業団体などの社会貢献活動への想いを確認しながら、地域における課題解決に取り組んでいる活動を紹介し、寄附などにつなげていきます



杉並社協のあゆみ～地域とのかかわり～

社会福祉協議会の生い立ち

社会福祉協議会(以下、社協)は、戦後、国と一体的に行われてきた民間社会事業を行政から分離するために設立された組織です。その際、全日本民生委員連盟(民生委員児童委員協議会の全国組織“全国民生委員児童委員連合会”の前身)を中心とする組織によって、社協設立(現在の全国社会福祉協議会)が表明されました。

一方、杉並社協も全国の動きと同じように、当時の民生委員児童委員協議会、社会事業協会、社会福祉法人、社会福祉施設、地域関連団体などの代表者が中心となり、東京都第1号の社協として設立されました(昭和27年4月)。

●杉並社協と民生委員・児童委員との協働活動

昭和30年代に、低所得者世帯を対象にした経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に「世帯更生資金貸付制度(現在の生活福祉資金貸付制度)」が創設されました。当時、地域住民が抱えていた課題を、民生委員・児童委員の相談活動の中でくみ上げ、制度の必要性を提言し、社協が受けとめて制度化された事例です。

また、一時的なケガ、あるいは障害などにより外出困難な方々の支援の一助として、杉並社協には「車いす短期貸出事業」があります。

この事業も、民生委員・児童委員が地域住民の外出困難な方の実態を把握していたこと、杉並社協への車いすの寄附をきっかけとして、民生委員・児童委員自らが車いすを管理し事業化していった事例です。

以上のように、民生委員・児童委員が地域に内在するニーズを掘りおこし、杉並社協と協働して様々な事業を創りだし、現在も継続して行われています。

そのため、毎月の民生委員児童委員協議会への参加などを通して、地域の現場の最前線にいる民生委員・児童委員の感じていることを、積極的に共有させていただき、新たに協働活動を創りだしていきたいと考えています。

●会員に支えられ

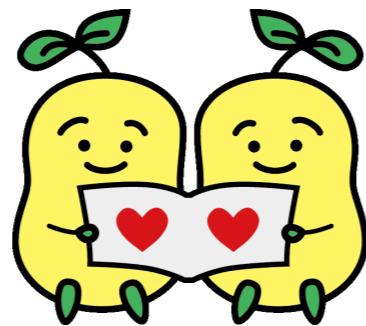
杉並社協が重点的に取り組んできた活動のひとつに、社協を支える会員により構成されている「部会活動」がありました。民生・児童委員部会、婦人部会などが主体となり、調査活動や地域活動、イベントなどを手がけてきました。

その後、社協事業の根幹である“地域住民の力で地域を支えていく”「部会」を中心とした地域との協働活動は、社会福祉制度の移り変わりとともに、かつてのような目に見える取組から形を変えてきました。社協が施設経営や住民参加型の直接サービスの主体となり、そこに地域住民の参加を促す形に徐々に変わってきました。

また、地域との協働活動を支える社協会員は、地域活動を主体的に行っている方以外に、社協活動の趣旨を理解し賛同してくれる個人や団体、社協が行うサービスを利用する方などがいます。

地域活動や社会貢献活動に直接参加できなくても、会費・寄附など側面から杉並社協を応援してくれる方が増えることは、この杉並で一人ひとりが“ささえあう”気持ちを育みあい、安心して生活できることにつながると私たちは考えています。

●入会方法は18ページをご覧ください。



すべての方に

地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターは「受け止める」「つなぐ」「共に考え・つくる」の3つを通して、ささえあう地域づくりを推進する役割を担っています。

困りごとの相談や解決に向けた支援を地域住民や関係機関と協力しながら地域で解決する仕組みづくりを行っています。

実施地域：西荻窪、荻窪、高円寺(令和7年4月現在)
(杉並区から委託を受け順次配置予定)

【問合せ先】

地域支援課 地域福祉推進係 ☎03-5347-1017

福祉なんでも相談

「どこに相談したらよいかわからない」「ご近所で気になる住民がいる」など、生活上のお困りごとや悩みをお聞きし、一緒に考え少しでも軽減できるようサポートしていきます。

皆さまからのご相談をお待ちしています。



▲荻窪タウンセブン駅前広場での出張相談会の様子

車いす短期貸出事業

通院・散歩・ケガ・病気などで一時的に車いすを必要とする方の利用ニーズに応えるために車いすの貸出を行っています。

多くの区民の方々に「短期でお貸しする」ことを趣旨としているため、1か月までの貸出としています。貸出場所は、杉並社協のほか、民生委員宅(約170か所)や一部のケア24、町会・自治会、商店会、福祉施設などです。行事参加や散歩などにお役立てください。

利用できる方

杉並区内にお住まいの高齢者、障害児・者、その他車いすが必要な方。

※介護保険での車いす貸与が利用可能な方は介護保険が優先となります。

料金 / 無料 貸出期間 / 原則1か月以内

よくあるご質問

- Q1** 他県に住む母親が遊びに来るので1週間程度車いすを借りたいのですが。
- A1** 利用者が杉並区在住でなくても、申し込み者が区内の方であればお貸しできます。
- Q2** 骨折で完治するまで数ヶ月かかりそう。それまで借りられますか。
- A2** 原則、1か月以内となっております。貸出状況によっては対応可能な場合があるのでご相談ください。

【問合せ先】

地域支援課 連携推進係 ☎03-5347-2064

杉並社協の広報

杉並社協の取組や活動を広く地域の皆さまに知っていただくために、広報紙の発行やホームページの運営をしています。その時々で伝えたい福祉の情報を発信するとともに、杉並社協が行うサービスの情報をお届けします。

こうした取組は単なる情報提供だけでなく、地域の皆さまに福祉に関心を持っていただき、杉並社協とともに福祉のまちづくりを一緒に進めていただくための大切な活動でもあります。

●広報紙「すぎなみ社協だより」

新聞折込による配布のほか、関係団体や行政機関の窓口、駅スタンドなどに配布しています(年3回発行)。社協の事業報告やサービス利用案内、地域福祉活動の紹介などを掲載しています。



●杉並区社会福祉協議会 ホームページ

「杉並社協」で検索できます(https://www.sugisyakyo.com)。杉並社協の事業案内の他、お知らせや活動報告などを毎月更新しています。また、トップページの新着情報欄には研修会の案内などを、事業の最新情報として掲載しています。



●SNS (Facebook、Instagram、公式LINE)

杉並社協からのお知らせ、活動報告などを随時掲載しています。



Facebook



Instagram

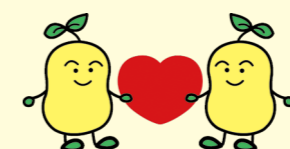


公式LINE

杉並ボランティアセンターの情報発信

●情報紙「ボラン・て」

関係団体、行政機関の窓口、NPO・ボランティア団体や、希望する個人などに配布しています。



●杉並ボランティアセンター

ホームページ
https://www.borasen.jp
ボランティア募集情報、メンバー募集情報・イベント情報・助成金情報など、ボランティア活動に必要な情報を掲載しています。



【問合せ先】 地域支援課 杉並ボランティアセンター ☎03-5347-3939

すべての方に

災害ボランティアセンター

大規模災害が起きたときに災害ボランティアセンター（以下、センター）を設置します。センターを円滑に立ち上げるために、日頃からの訓練や必要な資材調達、マニュアルの整備などを行っています。

●災害ボランティアセンターの設置

杉並社協は、杉並区と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を結び、杉並区内で震度5強以上の地震等が発生したとき、または杉並区がセンターの設置を必要と認めたととき、杉並区と協議してセンターを設置します。

センターでは、被災者の困りごとや支援の要望を受け付け、全国から駆け付けるボランティアを支援活動につなげるというコーディネートを行います。



▲センター立ち上げ・運営訓練の様子

●災害ボランティアネットワーク連絡会

災害発生時に設置・運営するセンターが、円滑な支援活動を行う環境をあらかじめ整えることを目的に平時から関係機関・団体等の協力のもとに連絡会を設置しています。関係機関、団体、大学、社協等が発災時にスムーズに連携して対応するため、日常的に協議を重ねている連携組織です。事務局は杉並ボランティアセンターが担っています。センターを立ち上げる際は、協力を要請し、必要な支援等を受けることになっています。

[問合せ先]

地域支援課 杉並ボランティアセンター
☎03-5347-3939



▲連絡会の様子

COLUMN コラム

●これまでの災害に関する取組



▲2012年9月 ボランティアバス出発の様子

阪神・淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震など日本各地で災害が発生しています。杉並社協では被災地の社協が運営する災害ボランティアセンター運営支援のために、職員を派遣してきました。

特に平成23年の東日本大震災においては、福島県南相馬市の災害ボランティアセンター運営支援のため、職員が交代で約2カ月間支援に出向きました。また、ボランティアバスを企画し杉並区民が南相馬市へボランティアに行く取組も行いました。現在でも、社協同士のつながりだけでなく、住民の皆さま同士の交流も続いています。

●外部団体との連携

杉並災害ボランティアの会(SSV)

杉並災害ボランティアの会(以下、SSV)は、杉並社協が行っている「災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座」の修了生及び会の趣旨に賛同したメンバーからなる任意団体です。

杉並区で災害が発生した際に設置される災害ボランティアセンターの運営への協力・支援を目的として、日頃から会員同士のネットワーク作りや会員相互の交流を図り、各種研修や勉強会、訓練に参加し、各地における災害支援に関わるボランティア活動を行っています。

災害時には、SSVをはじめとする運営スタッフ養成講座修了生の区民の方々にスタッフとしてご協力いただきながら災害ボランティアセンターを運営することを想定しています。



▲防災まち歩き

「夏のボランティア体験」のプログラムの1つとしてSSVの皆さまにご協力いただきました。

福祉学習(高齢者模擬体験・車いす体験など)

地域には様々な人が暮らしていることを理解して、自分に何ができるかを見つめる機会として、福祉体験グッズの貸出や福祉に関する出前授業・講師の紹介を行っています。体験グッズは子どもから大人までどなたでも利用できます。

学校や、地域でのイベントなどにご活用ください。

<貸出できるもの>

高齢者模擬体験セット・体験用車いす・点字器・点字指導者用ボード・白杖・アイマスク

<貸出期間>

原則1週間以内

[問合せ先]

地域支援課 杉並ボランティアセンター
☎03-5347-3939



▲福祉学習 車いす体験の様子



▲貸出グッズ一例

(左: アイマスク、点字器、右: 高齢者模擬体験セット)

生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、地域のささえあいによる生活支援の体制づくりを進めるための事業です。杉並区全域(第1層)と20カ所の地域包括支援センターケア24の各担当区域(第2層)の二つの圏域を設定して事業を推進しています。

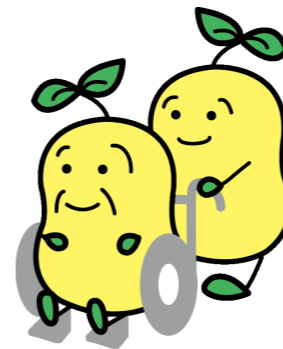
●第1層生活支援コーディネーターの配置

地域の高齢者支援のニーズと社会資源の状況を把握し、生活支援の担い手の養成や資源の開発、ネットワークづくりなど、生活支援の体制づくりを推進する調整役です。

区内全域を第1層(社協が受託)、各ケア24圏域を第2層(各ケア24が受託)とし、それぞれに生活支援コーディネーターが配置されています。

[問合せ先]

地域支援課 地域福祉推進係 ☎03-5347-1017



地域福祉活動のサポート

小地域福祉活動の推進

●きずなサロン

「きずなサロン」は、誰もが気軽に立ち寄れるつどいの場です。

地域とのつながりが希薄になりがちな時代になっています。この希薄な関係を問題だと感じ、「どうにかしたい」、という地域の方々の声から「身近な所で気軽に立ち寄れる場所を作れば良いのでは」と「きずなサロン」が生まれました。

地域の方々が中心となってグループをつくり、運営しています。

気軽に立ち寄れる「きずなサロン」は、世代を超えて、お茶を飲みながらおしゃべりをするサロン、子育て中のママたちを応援するサロン、手作業や折り紙を楽しむサロンなど、いろいろな内容で活動しています。

お近くのサロンに気軽にお立ち寄りください。
※きずなサロンの詳細は下記までお問い合わせください。



▲きずなサロン

[問合せ先]

地域支援課 地域福祉推進係 ☎03-5347-1017

●地域支援ネットワークの推進

地域で日頃から声をかけあい、ささえあい、助けあえるようなご近所づなかりができる小さな単位で、多世代がつながる地域づくりに取り組んでいます。

子ども食堂(地域食堂)などの立ち上げ相談や寄附の橋渡し、ネットワーク支援、地域団体活動の相談支援などを行っています。

[問合せ先]

地域支援課 地域福祉推進係 ☎03-5347-1017

ボランティア活動の推進

杉並ボランティアセンターは、ボランティア活動をした方とボランティアを必要としている施設や団体をおつなぎしたり、これから活動を始めの方やすでに活動している団体のボランティアに関する様々なご相談に応じています。

●機材の貸出

杉並ボランティアセンターの登録団体に対して、活動がより一層広がるように、チラシなどを作成する機材を実費程度でお貸ししています。

ウェルファーム杉並内をご利用いただける機材は、印刷機、大判プリンター、点字プリンターです。

[問合せ先]

地域支援課 杉並ボランティアセンター

☎03-5347-3939

●夏のボランティア体験

夏休みの時期に社会参加を促進する体験の場として毎年行っています。主に7～8月(夏休み期間中)に、杉並区内にある福祉施設やボランティアグループなどで、ボランティア体験ができるプログラムです。

ボランティア活動に参加する前に、心構えや注意事項などをお伝えします。「何かしてみたい」という方に、ぜひおすすめください。申し込み時期は7月初めです。杉並ボランティアセンターのホームページでご案内します。

[問合せ先]

地域支援課 杉並ボランティアセンター

☎03-5347-3939



▲夏のボランティア体験 手話体験の様子

高齢者や障害者へのサポート

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

判断能力が十分でない高齢者や障害者の福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをする事業です。

対象者

- ・判断能力が十分でない認知症高齢者
- ・知的障害・精神障害のある方
- ・重度の身体障害者・要介護高齢者

サービスの 内容と利用料

サービスは次の3種類に分かれています。ご本人の希望や生活の状況に合わせて、基本サービスと組み合わせてご利用いただけます。

	基本サービス	ご希望に応じたサービス(オプション)	
こんなとき	福祉サービスの利用援助 ・福祉サービスを利用したいけどよくわからない。 ・郵便物の内容の理解が難しい。 ・福祉サービスの利用料の支払いを忘れてしまう。 など	日常的金銭管理サービス ・公共料金や家賃の支払いを忘れてしまう。 ・金融機関での手続きに不安がある。 など	書類等の預かりサービス ・大切な書類の保管が心配。 ・普段使っていない通帳をどこに置いたか忘れてしまう。 など
援助内容例	・福祉サービスの情報提供・助言。 ・福祉サービスを利用する際の手続き。 ・福祉サービス利用時の要望や苦情を伝える支援。 ・利用料の支払いの手続き。 など	・年金や福祉手当などの受け取り手続き。 ・税金、公共料金、家賃、医療費などの支払い。 ・日常的に必要な預金の払い出し、預け入れ。 など ※ご本人の希望や状況に応じて、支援に使用する通帳や銀行印をお預かりすることもできます。	・貸金庫で大切な書類を保管。 (例: 実印、通帳、年金証書、権利証など)
利用料	福祉サービスの利用援助	日常的な金銭管理サービス	
	1回1時間まで 1,000円 ※1時間を超えた場合30分ごとに 500円	通帳を本人が保管 1回1時間まで 2,500円 ※1時間を超えた場合30分ごとに500円	書類等の預かりサービス 月額 1,000円

令和7年4月現在

★次のような利用料の免除があります(◎前年度の住民税が非課税の方…半額/◎生活保護を受けている方…免除)

あんしん未来支援事業

65歳以上で3親等以内の親族がいない高齢者や障害のある方が対象です。判断能力があるうちにいざというときの支援内容をご本人とあらかじめ決めておき、入院時等に支援を行う事業です。

ご利用するには、要件があります。詳細はお問合せください。

(利用料金について)

利用料	区分	サービス内容	料金
	基本サービス	見守りサービス	1か月あたり 1,000円
選択サービス	1.日常生活の支援サービス	1時間まで 2,500円	
	2.保証機能サービス	※1時間を超えた場合 30分ごとに 1,250円	
	3.書類等預かりサービス	1か月あたり 1,000円	

日常的 金銭管理通帳	使用目的	金額
	入院・施設入所	450,000円
	その他の費用	協議の上、定める

預託金	使用目的	金額
	入院・施設入所	450,000円
	葬儀埋葬等	350,000円
その他の費用	協議の上、定める	

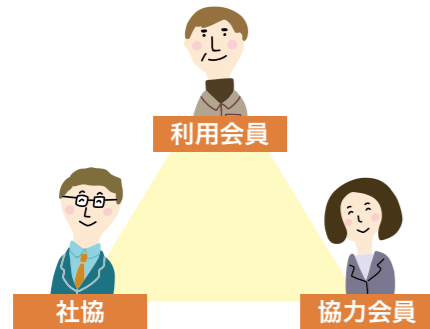
[問合せ先]生活支援課 あんしんサポート係 ☎03-5347-1020

高齢者や障害者へのサポート

ささえあいサービス

住みなれた地域で生活が送れるよう、地域住民同士でささえあう住民参加型在宅福祉サービスです。

〈サービスの仕組み〉



〈利用会員になれる方〉

杉並区内に住み日常生活を行うことが困難で、援助を必要とする方

- ①おおむね65歳以上の高齢者
- ②心身に何らかの障がいのある方
- ③難病患者や病弱な方、ケガなどで援助が必要な方

〈協力会員になれる方〉

利用会員の自立を援助するというサービスの趣旨に賛同し、18歳以上の方であれば年齢・資格は問いません。

サービスの内容

- 家事援助サービス
食事の支度・洗濯・掃除・買い物・話し相手など
- 介護援助サービス
外出介助・車いす介助・見守りなど
- ちょこっとお助けサービス
おおむね1時間程度で終了する継続性のない簡単・軽い活動

サービスの時間と料金

利用時間	早朝(7:00~9:00)	通常(9:00~20:00)	夜間(20:00~22:00)
家事援助	1,000円/時間	800円/時間	1,000円/時間
介護援助	1,200円/時間	1,000円/時間	1,200円/時間

(令和7年4月現在)

※協力会員が利用会員宅を訪問するのに交通費がかかる場合、利用会員に実費をご負担いただきます。

【問合せ先】生活支援課

ささえあい係(ささえあいサービス) ☎03-5347-3131

高齢者等入居支援事業

杉並区では、「高齢者等入居支援事業」を設けています。民間アパートに居住している高齢者等を対象に、日々の生活の不安を解消するとともに、家主も安心してアパートを貸すことができるように支援する制度です。

●葬儀の実施と家財撤去サービス

利用できる方

高齢者単身世帯 自立した生活が営める65歳以上の方
障害者単身世帯 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 愛の手帳の交付を受けている方

※いずれも次の要件を備えている方

ア 区内に居住している方

イ 現にアパートに居住している、または新たにアパートに居住しようとする方

ウ 緊急時連絡先がある方

※生活保護受給中の方、公営賃貸住宅に入居している方は利用できません。

【問合せ先】杉並区居住支援協議会事務局(杉並区都市整備部住宅課管理係)☎03-3312-2111 (代表)

〈サービスの内容〉

葬儀の実施 特定の葬儀社が葬儀を実施(預託金が必要)
残存家財等撤去 退去時に居室の家財などを撤去(預託金が必要)

〈申込方法〉

杉並区都市整備部住宅課へ申し込みをします。
杉並区からの高齢者等入居支援サービス利用決定後、杉並社協へ申し込みます。この際に預託金をお預かりします。
契約内容に基づいて、サービスを実施します。

●家賃等債務保証、見守りサービスと高齢者等アパートあっせん事業も合わせて利用できます。

地域包括支援センター（ケア24）

高齢者が身の回りのことで不安を感じたときや、家族の介護のことで困ったときに相談できる身近な窓口として、杉並区では「地域包括支援センター ケア24」を区内20か所に設置されています。ここでは、保健師(または地域ケア等の経験のある看護師)、主任介護支援専門員、社会福祉士などが中心となって、高齢者やその家族への総合的な相談・支援を行います。(杉並社協は20カ所のうち3カ所を受託し、運営しています。)

事業の内容

①高齢者総合相談・支援事業

生活の中で困っていること、心配なことなどの相談をお受けします。高齢者の相談を受け止め、生活を全般的に支えるために支援を行います。

- ・介護保険認定申請などの受付
- ・在宅介護などに関する相談、支援、情報提供
- ・高齢者在宅サービスの申請受付 など

②包括的・継続的ケアマネジメント

医療機関、行政、介護保険事業所、民生委員・児童委員、地域の方々など、さまざまな機関や職種と連携し、ネットワークをつくり、高齢者が安心して住み続けられる地域づくりを進めます。また、ケアマネジャーが円滑に業務を行えるように支援をします。

③権利擁護

高齢者の権利を守ります。金銭管理や契約、福祉サービスの利用に不安がある場合、杉並区成年後見センターやあんしんサポート係(地域福祉権利擁護事業)と連携を図り、利用につなげられるように支援をします。

- ・地域福祉権利擁護事業の活用
- ・虐待や困難事例への対応
- ・消費者被害の防止

④介護予防ケアマネジメント

介護が必要な状態となることを予防するための健康保持増進、介護が必要となった場合にも、介護サービスを利用して自立した生活のための能力維持、向上を求める支援を行います。

- ・「要支援1」「要支援2」「事業対象者」と認定された方のプラン作成、利用支援

⑤その他 家族介護教室の開催

高齢者を介護している家族や、介護に関心のある方を対象に、介護方法や介護についての知識や技術の提供のための教室を開催しています。

【窓口受付時間】

月～金曜日 9:00～19:00 土曜日9:00～13:00
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※緊急時のご相談は電話で24時間受付けております。

【杉並社協が運営するケア24】

(所在地は19ページ参照)

要介護認定調査

杉並社協は東京都が指定した「指定市町村事務受託法人」として杉並区から委託を受け、介護保険認定調査事業を行っています。要介護認定調査とは、介護保険のサービスを利用するときに必要な要介護度を定めるための、介護保険法に基づく調査です。

【問合せ先】

生活支援課 認定調査係 ☎03-5347-1019

要介護認定の申請については

- ・杉並区役所 介護保険課 ☎03-3312-2111
- ・各ケア24

杉並区成年後見センター（成年後見制度利用推進機関）

●成年後見制度

判断能力が十分でなくなった高齢者や障害のある方の、医療や福祉のサービスや入退所の契約、財産管理や遺産分割などの法律行為について、本人に代わって家庭裁判所が選任した成年後見人等が行います。

判断能力が衰えても本人の人権が損なわれることなく、地域で安心して暮らすことへの区民の願いは切実です。本人の意思を尊重し、生活・福祉に配慮しながら財産を守ることが成年後見人等の責務です。

〈センターの運営〉

区民の権利擁護や成年後見制度に関する相談に応じ、制度の利用を支援することを目的として、「杉並区社会福祉協議会」と「杉並区」が運営しています。

【問合せ先】公益社団法人杉並区成年後見センター

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階
☎03-5397-1551 FAX 03-5397-1555

【受付時間】月～金曜日 8:30～17:00

祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

子どもや親へのサポート

杉並ファミリー・サポート・センター

子どもを持つ全ての区民の子育てを地域の中でささえあう地域住民参加サービスです。

利用会員になれる方 杉並区内在住の方でおおむね10歳までの子どもの保護者

協力会員になれる方 杉並区または、隣接する区及び市に在住する20歳以上の方で、子育て支援に意欲のある方

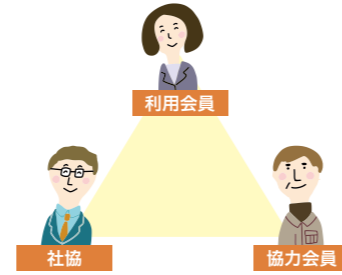
〈主なサービスの内容〉

- ・ 保育園、幼稚園などへの送迎と、それに伴う預かり
- ・ 保護者の病気や緊急時の子どもの預かり

利用時間	早朝 (6:00～9:00)	通常 (9:00～20:00)	夜間 (20:00～22:00)
利用料 (謝礼金)	1,000円/時間	800円/時間	1,000円/時間

【問合せ先】 生活支援課 ささえあい係(杉並ファミリー・サポート・センター) ☎03-5347-1021

(令和7年4月現在)



詳細はこちらをご覧ください。



訪問育児サポーター事業

育児経験や子育て支援活動経験のある区民の方で、研修を受けたサポーターが訪問し、子育ての不安や悩みをお聞きして解決に向けて一緒に考えます。

対象 区内在住の1歳未満のお子さんがある家庭

活動の内容 離乳食のちょっとした工夫 / 赤ちゃんとのふれあい方
赤ちゃんとの基本的な生活について(授乳・睡眠・入浴・生活リズム)
などを一緒に考え情報を提供します。

利用回数 1回2時間を3回まで(多胎児の場合は6回)
月曜日から金曜日
9:00～17:00(祝休日と12/29～1/3は除く)
利用料金：無料

【問合せ先】生活支援課 ささえあい係(訪問育児サポーター事業担当) ☎03-5347-1018



生活・お金に関するサポート

生活福祉資金貸付制度

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、生活の安定を図ることを目的に資金の貸付と必要な相談支援を行う制度です。

杉並区社会福祉協議会が窓口となり、東京都社会福祉協議会で審査・貸付をします。

●福祉資金

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金種類の貸付を行います。

資金の借入申込時に民生委員がご自宅を訪問して面接を行います。また、貸付から返済(償還)完了までの過程で、民生委員による相談支援活動が行われます。

原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。

●教育支援資金

学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校(高等課程・専門課程)の授業料などに必要な費用及び、入学金の貸付を行います(未払いの費用のみが貸付対象です)。

資金の借入申込時に民生委員がご自宅を訪問して面接を行います。また、貸付から返済(償還)完了までの過程で、民生委員による相談支援活動が行われます。

●緊急小口資金

医療費の支払いや火災などの被災・初回の給与まで・公的給付(雇用保険等)の支給開始まで等、緊急かつ一時的な理由により生活費に困窮した世帯に、貸付を行います。

●総合支援資金

失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯を対象として、生活の立て直しのための継続的な相談支援(就労支援、家計相談支援等)と、就職活動中の生活費等の貸付を行います。

●不動産担保型生活資金

現在お住まいの自己所有の不動産(土地・建物)に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います。

【問合せ先】生活支援課 生活支援係 ☎03-5347-3134

くらしのサポートステーション ～生活自立支援窓口

経済的な困りごとと合わせて、子どもの学習支援等生活上でさまざまな不安や課題を抱えた方の相談窓口です。相談員と一緒に課題を整理し、利用できる制度のご案内や解決に向けた支援を関係機関と連携しながら行います。



事業の内容

①自立相談支援事業

生活の困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。相談員がどのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

②家計改善支援事業

日常のお金の使い方の見直しや、収支のバランスなどについてアドバイスをし、安定した家計管理が行えるよう支援します。要件に該当する場合は、公的制度や貸付など他制度も紹介します。

③住居確保給付金

離職等により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であって、収入・資産等が一定水準以下の方に対して、家賃の低廉な住居に転居するための費用及び有期で家賃相当額を支給する制度です。



【問合せ先】生活支援課 くらしのサポートステーション係 ☎03-3391-1751

生活・お金に関するサポート

助成金のご紹介

●地域福祉活動費助成

杉並区内の民間非営利団体(ボランティア団体、NPO)などが行う地域福祉事業・研修・レクリエーションの実施など、福祉の増進にかかわる活動を応援する助成制度です。

また、新たに活動を立ち上げるための経費も助成しています。

歳末たすけあい運動募金を原資とした配分金をもとに助成しています。

【問合せ先】

地域支援課 杉並ボランティアセンター
☎03-5347-3939

●子ども支援活動費助成

すべての子どもたちが健やかに育つことを目的に、子ども食堂や子どもの居場所等の子どもの福祉向上に資する活動の主催団体に助成しています。

杉並社協への寄附をもとに助成しています。

【問合せ先】

経営管理課 管理係 ☎03-5347-1010

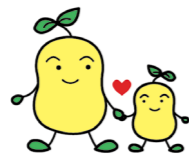
赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動

●赤い羽根共同募金

杉並区で集められた募金の約65%が区内の社会福祉施設・ボランティア団体の活動に役立てられます。募金へのご協力をお願いいたします。

*実施時期

毎年10月1日から12月31日まで



●歳末たすけあい運動

この運動は、地域での暮らしを支えるための募金です。共同募金運動の一環として、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、杉並区内のさまざまな福祉活動に役立てられます。

皆さまのご協力をお願いいたします。

*実施時期

毎年12月1日から12月31日まで



概要や使い道については杉並社協ホームページに掲載しているパンフレットをご覧ください。

【問合せ先】地域支援課 連携推進係 ☎03-5347-2064



▲パンフレット(左:赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動)

▲JR荻窪駅での赤い羽根共同募金の様子

その他

区内社会福祉法人・関係機関との連携

地域公益活動ネットワーク事業の推進

杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会(すぎなみ社福連)

杉並区内には40を超える社会福祉法人(運営事業所数:約90)があります(令和6年9月現在)。本連絡会は、「社会福祉法人による社会貢献事業の地域ネットワーク連絡会」(平成27年10月発足)を母体とした会で、杉並区内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、連携と協働により地域公益活動に取り組むために設立した連絡会で、杉並社協が事務局を担っています。

*「地域公益活動」とは、社会福祉法第24条第2項に基づき、地域(杉並区域)の社会福祉法人が連携し、地域福祉の向上に資する活動です。

主な活動

- ・地域公益活動の企画、検討及び実施
- ・連絡会が実施する地域公益活動の周知
- ・福祉ニーズに関する情報交換 等



【問合せ先】

経営管理課 管理係
☎03-5347-1010

MEMO

民生委員児童委員協議会・町会連合会との連携

日頃から「顔の見える関係」が築けるよう、地区の担当制を持ち連携強化に努めています。

車いす短期貸出事業や生活福祉資金、募金の実施、地域情報の共有や相談対応など、幅広く連携しています。

【問合せ先】

地域支援課 連携推進係 ☎03-5347-2064

ご協力のお願い

●杉並社協賛会員の募集

社会福祉協議会は、「民間の社会福祉活動を推進すること」を目的とした非営利の民間組織であるため、杉並社協が取り組む事業に賛同いただき、賛助会員としてご協力をお願いしています。

賛助会費は、「車いす短期貸出事業」や「福祉なんでも相談」、その他福祉情報の提供と福祉サービスの周知等に使用しております。いただいた会費が地域の皆さまの生活の支えとなるよう、大切に活用させていただきます。

こうした事業を行う杉並社協を地域の皆さまにご紹介いただき、入会や寄附による支援につながりますようご協力をお願いいたします。

こうした事業を行う杉並社協を地域の皆さまにご紹介いただき、入会や寄附による支援につながりますようご協力をお願いいたします。

種別	対象	会費(年額)
個人会員	個人	1,000円～
施設会員	社会福祉関係施設等	2,000円～
団体会員	社会福祉関係団体・ボランティア団体等	2,000円～
地域団体会員	町会・自治会・商店会等	10,000円～
企業会員	事業者・会社等	10,000円～

●寄附のお願い

皆様からのあたたかいご寄附は、社会福祉協議会が事業を推進するうえでの貴重な財源です。いただいたご寄附は、本会の事業を通じて地域福祉のさらなる向上を目指して幅広く活用させていただいております。皆様のあたたかいお気持ちをお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

*社会福祉法人杉並区社会福祉協議会への会費と寄附は、特定公益増進法人への寄付金扱いとなり、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また、東京都及び杉並区の個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。詳細はホームページをご覧ください。

寄附の申し出につきましては、事前にご連絡ください。

【問合せ先】経営管理課 管理係 ☎03-5347-1010



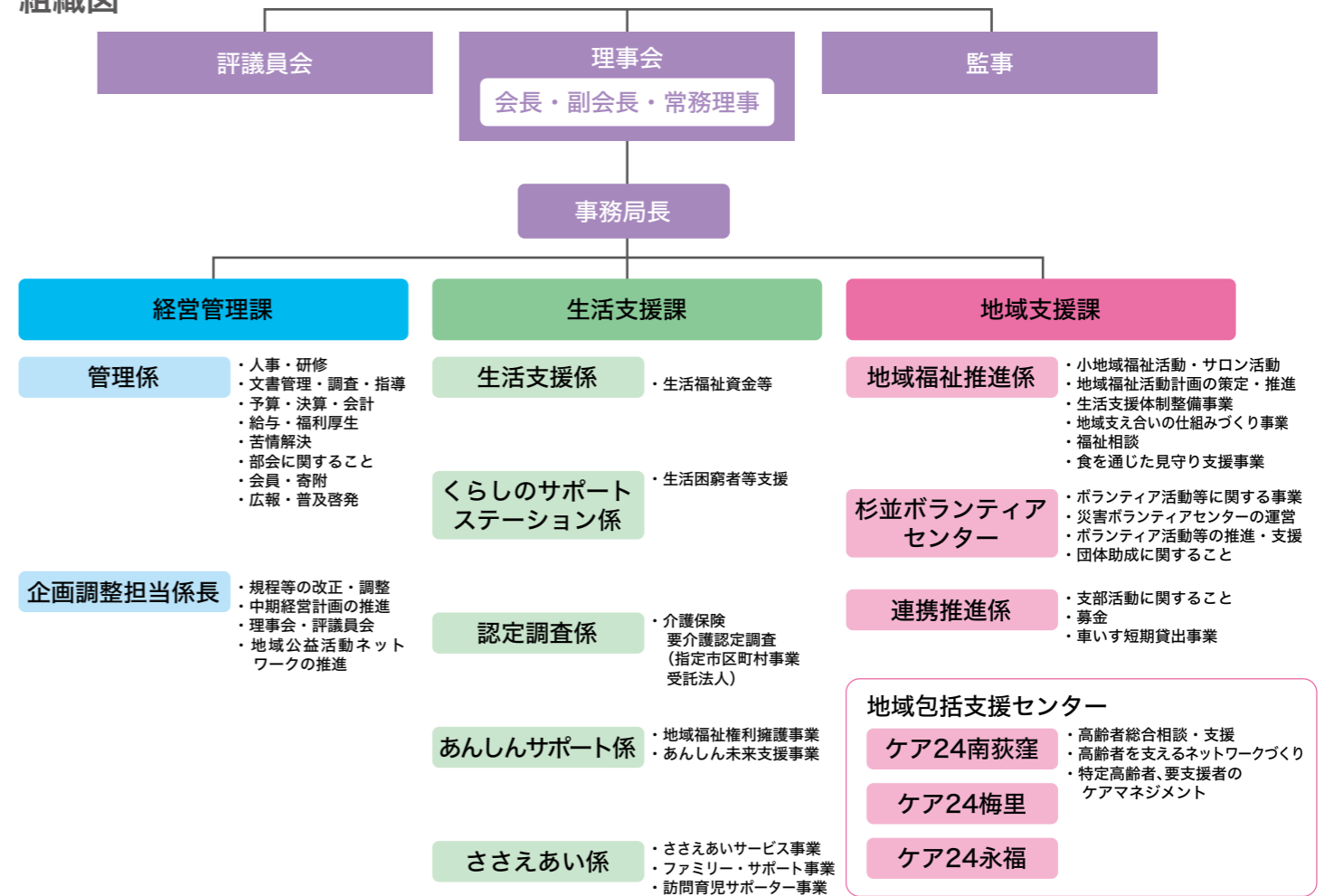
●物品寄附のお願い

物品のご寄附もお受けしています。

物品名	内容	問合せ先
不要入れ歯	入れ歯に使用されている金属をリサイクルして、福祉活動に役立っています。	経営管理課 管理係 ☎03-5347-1010
使用済み切手	ボランティアの方々に整理していただき、換金しています。収益は地域福祉のために活用しています。	地域支援課 杉並ボランティアセンター ☎03-5347-3939
使用済み インクカートリッジ	障害のある方の就労支援につながっています。回収は地域福祉活動に役立っています。 ※全メーカー対象	
食料等	生活にお困りの方へお渡しする食料や生理用品の寄附を受付しています。 ＜食料＞ 賞味期限が明記されており、期限まで3か月以上のもので未開封のもの。(レトルト食品や缶詰など調理不要ですぐに食べられるもの) ＜生理用品＞ 未開封で製造日から3年以内のもの。	経営管理課 管理係 ☎03-5347-1010

組織図・連絡先一覧

組織図

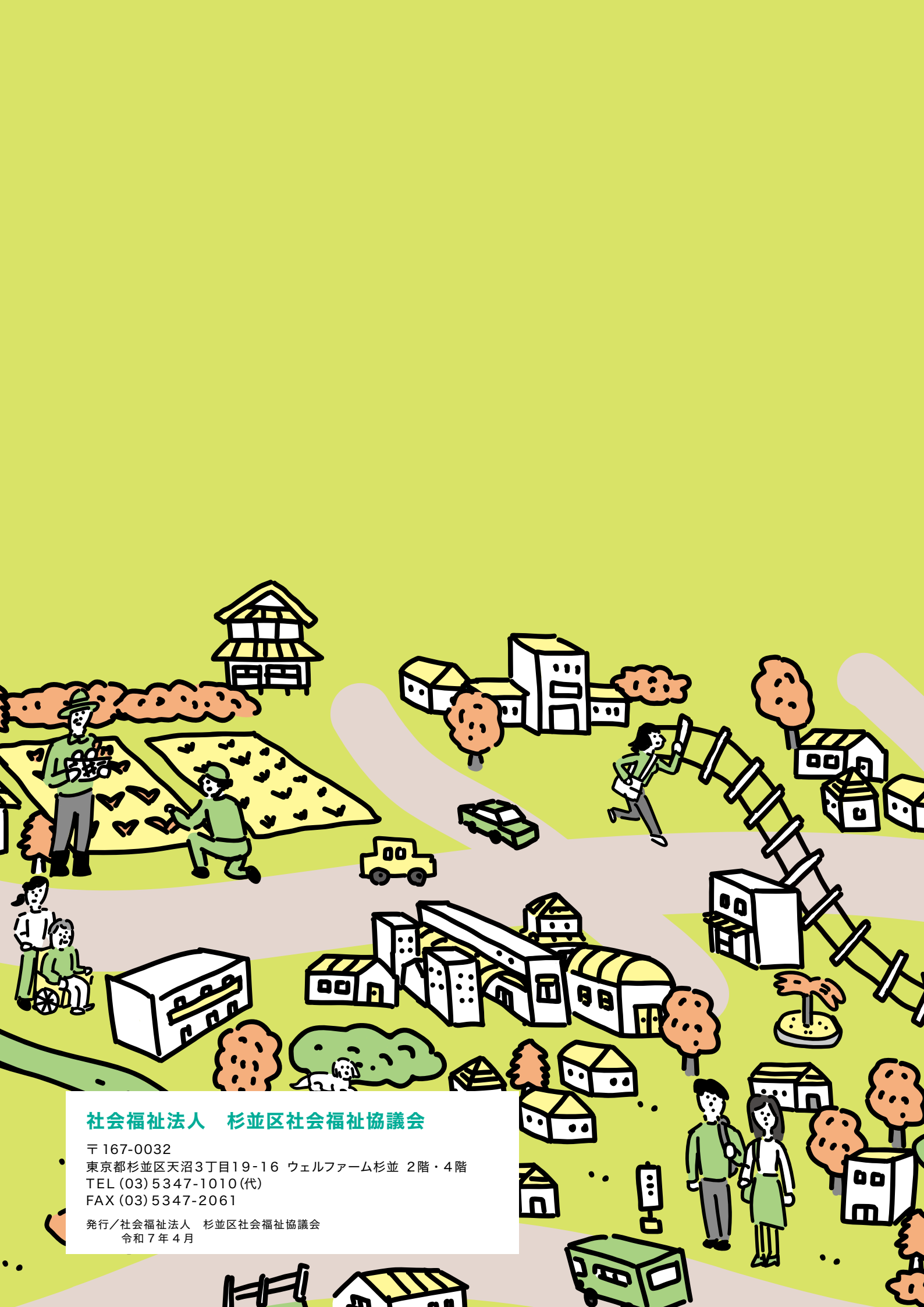


【連絡先一覧】杉並区社会福祉協議会

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2階・4階 <https://www.sugisyakyo.com>
開所時間 月～金(祝日を除く) 8:30～17:00 (杉並ボランティアセンターは土曜日開所、日・月曜日が休館日)

- | | |
|---|---|
| <p>経営管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理係
☎03-5347-1010 FAX 03-5347-2061 <p>生活支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活支援係
☎03-5347-3134 FAX 03-5347-2061 ●くらしのサポートステーション係
☎03-3391-1751 FAX 03-3391-1752 ●認定調査係
☎03-5347-1019 FAX 03-5347-2063 ●あんしんサポート係
☎03-5347-1020 FAX 03-5347-2061 ●ささえあい係
・ささえあいサービス
☎03-5347-3131 FAX 03-5347-2061
・杉並ファミリーサポートセンター
☎03-5347-1021 FAX 03-5347-2061
・訪問育児サポーター事業
☎03-5347-1018 FAX 03-5347-2061 | <p>地域支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進係
☎03-5347-1017 FAX 503-347-2063 ●杉並ボランティアセンター
☎03-5347-3939 FAX 03-5347-2063 ●連携推進係
☎03-5347-2064 FAX 03-5347-2063 <p>地域包括支援センター ケア24</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケア24南荻窪
〒167-0052 杉並区南荻窪2-28-13
☎03-5336-3724 FAX 03-5336-3727 ●ケア24梅里
〒166-0011 杉並区梅里1-7-17 K&Iビル5階
☎03-5929-1924 FAX 03-5929-1925 ●ケア24永福
〒168-0064 杉並区永福3-35-11
☎03-5355-5124 FAX 03-5355-5125 <p>開所時間 月～金 / 9:00～19:00
土 / 9:00～13:00</p> <p>※杉並区内20か所のうち、3か所を杉並社協が運営</p> |
|---|---|





社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

〒167-0032

東京都杉並区天沼3丁目19-16 ウェルファーム杉並 2階・4階

TEL (03) 5347-1010(代)

FAX (03) 5347-2061

発行/社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会
令和7年4月